

市第85号議案

公会堂の指定管理者の指定

次のように公会堂の指定管理者を指定する。

平成21年11月27日提出

横浜市長 林 文子

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
横浜市南公会堂	東京都品川区西 五反田7丁目19 番1号	株式会社シグマコミュニケー ションズ 代表取締役 社 長 西野 好彦	平成22年4月1日か ら平成27年3月31日 まで
横浜市都筑公会 堂	東京都世田谷区 用賀4丁目10番 1号	東急コミュニティー・コンベ ンションリンケージ共同事業 体 代表者 株式会社東急コミュニティー 代表取締役 社 長 中村 元宣	同

提 案 理 由

横浜市南公会堂及び横浜市都筑公会堂の指定管理者を指定したい
ので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案する。

参 考

東急コミュニティー・コンベンションリンクージ共同事

業体の構成員

- 1 東京都世田谷区用賀4丁目10番1号

株式会社東急コミュニティー

代表取締役社長 中村元宣

- 2 東京都千代田区三番町2番地

株式会社コンベンションリンクージ

代表取締役社長 平位博昭

地方自治法（抜粋）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 （第1項から第5項まで省略）

- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

（第7項から第11項まで省略）